8　Summary

(1)　Contracting Entity : Tomoki Sato, Executive Vice President, Japan Water Agency.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of Ono main line juxtaposition waterway.

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　1 December 2017

(5)　Time-limit for the submission of tenders : 17 : 00　6 February 2018

(6)　Contact point for the tender documentation : Kenichi Etou Procurement Design Division, General Engineering Affairs Department, Japan Water Agency, 11―2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534 FAX 048―600―6588

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

豊川用水二期大野導水併設水路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年10月24日

独立行政法人水資源機構

理事長　甲村　謙友

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事名　豊川用水二期大野導水併設水路工事

2　工事場所　愛知県新城市日吉大坊地内外

3　工事内容

【一般土木工事】

・トンネル掘削（ＴＢＭ工法）１式

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）１式

・覆工コンクリート（内径3,400㎜）１式

・仮設工（指定仮設工、無指定仮設工）１式

4　工期　契約締結の翌日から1,860日間

5　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間　平成29年10月25日から平成29年12月１日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで。(12時から13時までを除く。)なお、平成29年12月１日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月25日から〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部技術管理室契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し(1)に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（７(9)の条件を満たすものに限る。）

②　７(6)の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）

③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

(3)　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の(1)の各号に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び(2)から(10)までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1)　次に掲げる条件に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者

(A)　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

(B)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

(C)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

(D)　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

(E)　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

(F)　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

(G)　(A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2)　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。

(3)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。

(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)　特定建設工事共同企業体の構成　機構における土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者で、資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上の者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。

(6)　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡が完了した、機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した同種工事の施工実績を有していること。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、同種工事の施工実績を必要としない。

②　共同企業体の構成員としての施工実績を同種工事とするときは、出資比率20%以上の場合に限ること。

（同種工事として認める施工実績の要件）

「ＴＢＭ工法により施工されたトンネル工事の施工実績を有していること。」

※ＴＢＭ工法とは、岩盤を対象とした全断面トンネル掘削機のうち、土圧や泥水圧等の切羽保持機能を持たず、主な推進反力としてグリッパを装着した機械により掘進する工法をいう。【出典：トンネル標準示方書_土木学会】

(7)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30％以上の出資比率であること。

(8)　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

(9)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。

(10)　施工方式　共同施工方式とする。